

Title	慶應義塾経済学会会則
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1962
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.55, No.5 (1962. 5) ,p.527(95)-
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620501-0095">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19620501-0095</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

えなくなっている。かりに、それを無視しよ  
うものなら、経済政策は独自の立場から仮借  
のない人力政策を遂行するに違いないし、そ  
の力をもっている。……、日本の経済成長が  
教育政策に求めているのは、良質労働力の養  
成であり、その供給である。これはきびしい  
経済の要求であるが、ともかくもこの要求に  
こたえる前に、教育が経済成長の諸相にいか  
に対応すべきかを検討しておきたい。……」  
以下興味をもたれた方は直接本書を読まれた  
い。(東洋館・A5・二三四頁・五〇〇円)

—佐藤 保—

岸本英太郎編

『現代のホワイトカラー』

—その地位と労働と生活—

歴史が大きく変りつつある今日、体制批判  
として社会科学を学んだ大学卒ホワイトカラ  
ーは、企業の内側ではどのように生きるの  
か？ あるものは、自己裁量領域の拡大とい

う現代の出世主義を振りかざしてラインを  
ばく進するだろう。ごく少数のものは、学生  
時代からの信念に従って組合運動に献身する  
だろう。だが大多数は、その間を動揺する  
—ヒューマニスティックな労務管理事務を試  
みたり、報告の中に主張を託し、資料の中に  
抵抗精神を秘めたり、ラインを登るよりはス  
タッフに属する方が幸福だと考えたり、自  
分の能力の限界をためす—ことにエネルギー  
源を求めたり、ドライな技術屋の生活原理を  
うらやんだり、欲求不満のはけ口を大衆文化  
に求めたり、消費生活を改善してせめてうさ  
をはらしながら—。

こうした生々しい描写が、京大岸本ゼミの

一九六〇年度共同研究をまとめたこの書のき

わ立った特徴である。第一章 ホワイトカラ

ーII「組織のなかの人間」、第二章 ホワイト

カラーの所得と消費生活、第三章 ホワイト

カラーの生活と意識、第四章 ホワイトカラ

ーの生活と思想、という構成のもとに、人事、

労務、経理、営業、調査課員、技師、役人、

新聞放送記者、B.G.、サラリーマンの主婦に

—白井 厚—

◇慶應義塾経済学会会則

第一条 本会は慶應義塾経済学会(The Keio Economic Society)

と称する。

第二条 本会は経済学の研究及びその奨励、並びに会員相互の親

睦を図ることを目的とする。

第三条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行なう。

一 研究会の開催

二 機関誌「三田学会雑誌」及びその他研究成果の刊行

三 講演会、資料展覧会の開催

四 他の学会及び諸団体との連絡

五 その他本会の目的を達成するため適当と認める事業

第四条 本会は慶應義塾大学経済学部及び商学部所属専任者のう

ち経済学を専攻する者を以て組織する。

第五条 本会に左の役員を置く。

一 会長 一名

二 顧問 若干名

三 委員 若干名

四 監事 二名

第六条 会長は慶應義塾大学経済学部長とする。顧問は会長が依  
嘱する。委員及び監事は総会に於て会員の互選によって

定める。

第七条 会長は本会を代表し会務を総理する。顧問は会長の諮問

に応ずる。委員は委員会を組織し会務を執行する。監事

は会計を監査する。

第八条 委員及び監事の任期は二年とする。但し再選を妨げない。

第九条 会長は年一回総会を招集する。但し必要に応じ臨時総会

を招集することができる。

第十条 会員は機関誌「三田学会雑誌」及びその他本会刊行物の

配布を受けることができる。

第十一条 本会の経費は賛助金、補助金及び其の他の収入を以て之

に充てる。

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日より翌年三月三十一日迄

とする。

第十三条 本会会則の変更は総会の決議による。

第十四条 本会の事務所は慶應義塾経済学部研究室内に置く。

経済学会委員(昭和三十七・四改選)

小池徳太郎 山本 登 福岡正夫

安川正彬 矢内原 勝 加藤 寛

宇尾野久 井村喜代子 北原 勇

持丸悦朗 田中 明

監事 高木寿一 千種義人